

事業所・オフィス・ビルオーナーの皆様へ

～事業所・オフィスにおける古紙の減量化・リサイクルを進めるために～

「十和田地区オフィス町内会」

参加事業者募集中!!

青森県は、全国と比べて一般廃棄物の排出量が多く、リサイクル率が低迷しており、特に、事業系ごみの排出量が多く、また、古紙のリサイクルが進んでいないことが課題となっています。

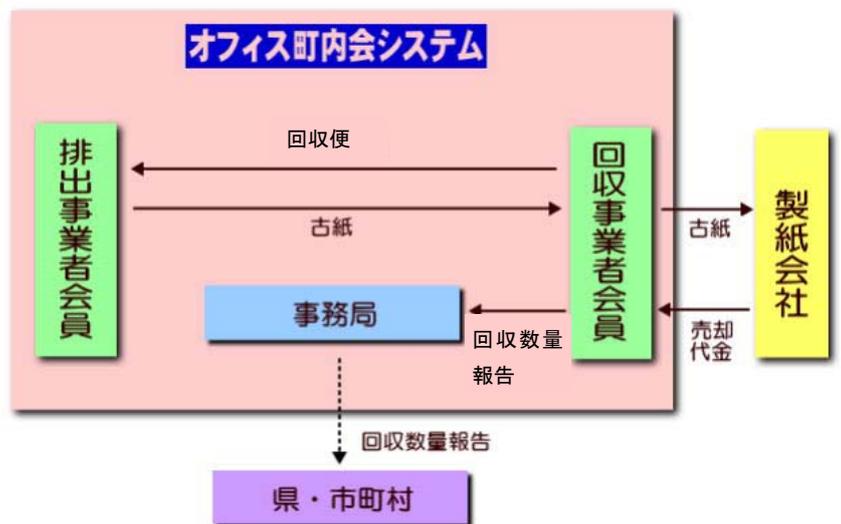
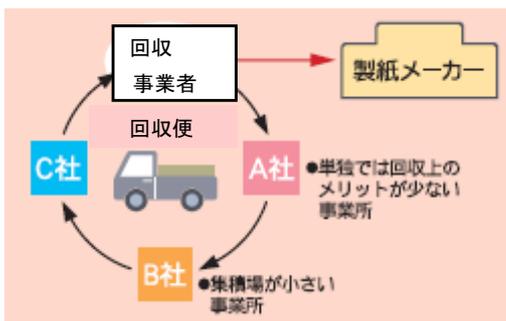
このため、青森県では、オフィスや事業所から排出される古紙のリサイクルを促進するための「オフィス町内会」のネットワークづくりを進めています。

環境負荷の少ない事業活動の一つとして、「十和田地区オフィス町内会」に参加し、一緒に古紙の減量化・リサイクルに取り組んでみませんか。

オフィス町内会のしくみ

オフィス町内会では、会員となっていたいただいた排出事業者のもとに、会員である回収事業者が回収に伺い、無料で古紙を回収します。

回収した古紙は製紙会社に搬入され、製紙会社において再生利用(リサイクル)されることになります。



オフィス町内会に参加するメリット

① 事業活動に伴う経費の削減

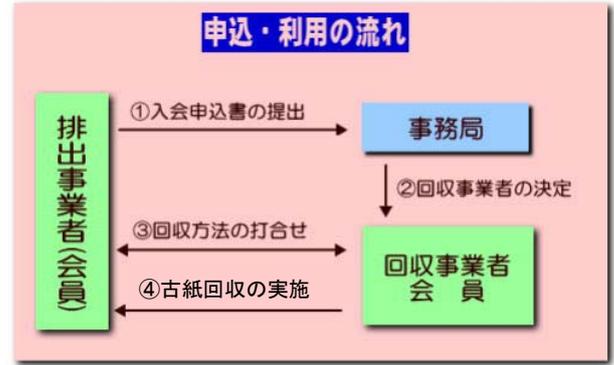
可燃ごみとして処理する場合、通常、市町村では有料で処理されることとなりますが、本システムでは無料で回収するので、コストダウンにつながります。また、紙ごみの減量化に努めることにより、仕事の効率化や合理化を考える気運づくりにつながります。

② 環境活動への貢献によるイメージアップ

オフィス町内会に参加し、古紙リサイクルに積極的に取り組むことにより、企業や地域のイメージアップにつながります。また、紙ごみの減量化に伴う、省資源・省エネルギーの取組が地球温暖化の防止につながります。

申 込・利用のながれ(新規の場合)

- ① オフィス町内会に参加希望する排出事業者は、入会申込書を事務局(窓口)に提出し、排出事業者会員となります。
- ② 事務局(窓口)は、回収事業者会員と調整し、担当する回収事業者会員を決定します。
- ③ 排出事業者会員と回収事業者会員が、回収品目、回収日(頻度)等について打合せをします。
- ④ 回収事業者会員は、打合せた内容に従い回収を行い、回収した古紙は製紙会社へ搬入します。



取 扱品目・回収料金

取扱品目	回収料金
一般古紙 (段ボール、新聞、雑誌、その他の紙等)	無料

回 収事業者会員

回収事業者会員	住 所	電 話 番 号
(有)遠藤商店	十和田市東十六番町5番3号	0176-23-4850
(株)十和田ビルサービス	十和田市西十三番町37-9	0176-23-4982

※回収に伺う回収事業者会員は、事務局(窓口)と回収事業者会員との調整により決定します。

利 用相談・申込窓口

名 称	事務局(窓口)	対象地域
十和田地区オフィス町内会	●事務局(窓口) (有)遠藤商店 十和田市東十六番町5番3号 TEL. 0176-23-4850 FAX. 0176-22-1661	十和田市、七戸町、 六戸町、東北町、 おいらせ町、五戸町、 新郷村

■詳しくは青森県環境生活部環境政策課 循環・環境産業グループまで
お問い合わせください。電話 017-734-9249